

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

報告事項件名	頁
1 地域懇談会の実施結果について	2
2 令和6年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」受託事業者評価委員会の 評価結果について	5
3 新たな「あだち物価高騰支援臨時給付金」事業の実施について	9
4 足立区介護保険事業者支援施設使用者選定等委員会の選定結果について	12
5 「地域包括支援センター千住本町」の賃借料等補助及び移転について	16
6 高齢者あんしん生活支援事業の変更について	18
7 死後事務支援事業（仮称）の開始について	21

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	地域懇談会の実施結果について																																				
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課																																				
内容	重層的支援体制整備事業の更なる推進を図るため、地域懇談会を実施したため、以下のとおり報告する。 1 目的 (1) 福祉まると相談課及び包括的相談支援開始の周知 (2) 支援を要する方を相談へつなぐ方法について意見交換 (3) 支援を届けるために必要な機能や仕組みを地域の声から見出す。 2 対象 (1) 区内在住・在勤・在学の方 (2) 地域福祉に携わる方（高齢・障がい・子ども・生活支援などの事業所職員、民生・児童委員、NPO活動団体ほか） 3 周知方法 (1) あだち広報（9月25日号、10月25日号）、区ホームページ (2) 高齢・障がい等の支援事業所、福祉・健康・子育て分野のNPO活動団体、民生・児童委員、区内大学へ個別案内 4 実施内容（各回内容は共通） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">地域懇談会 実施内容</th><th>所要時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>開会</td><td>地域懇談会の狙い 本日のプログラム 説明</td><td>5分</td></tr> <tr> <td>2</td><td>導入</td><td>福祉まると相談課の紹介</td><td>10分</td></tr> <tr> <td>3</td><td rowspan="3">意見交換 各グループに ファシリテーター (委託事業者) を置き、①～③ について意見交換</td><td>① 日頃、活動するなかで受けた・聞いた困りごとや困難事例</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>4</td><td>② 困りごと解決に向けて連携した機関やできなかった理由</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>5</td><td>③ 潜在的な困りごとを早期発見・早期対応につなげる方法</td><td>20分</td></tr> <tr> <td>6</td><td>全体共有</td><td>ファシリテーターからグループでの意見を参加者全体に共有</td><td>10分</td></tr> <tr> <td>7</td><td>閉会 参加者自由交流</td><td>名刺交換など自由な交流時間</td><td>15分</td></tr> <tr> <td colspan="3">計</td><td>120分</td></tr> </tbody> </table>				地域懇談会 実施内容		所要時間	1	開会	地域懇談会の狙い 本日のプログラム 説明	5分	2	導入	福祉まると相談課の紹介	10分	3	意見交換 各グループに ファシリテーター (委託事業者) を置き、①～③ について意見交換	① 日頃、活動するなかで受けた・聞いた困りごとや困難事例	30分	4	② 困りごと解決に向けて連携した機関やできなかった理由	30分	5	③ 潜在的な困りごとを早期発見・早期対応につなげる方法	20分	6	全体共有	ファシリテーターからグループでの意見を参加者全体に共有	10分	7	閉会 参加者自由交流	名刺交換など自由な交流時間	15分	計			120分
	地域懇談会 実施内容		所要時間																																		
1	開会	地域懇談会の狙い 本日のプログラム 説明	5分																																		
2	導入	福祉まると相談課の紹介	10分																																		
3	意見交換 各グループに ファシリテーター (委託事業者) を置き、①～③ について意見交換	① 日頃、活動するなかで受けた・聞いた困りごとや困難事例	30分																																		
4		② 困りごと解決に向けて連携した機関やできなかった理由	30分																																		
5		③ 潜在的な困りごとを早期発見・早期対応につなげる方法	20分																																		
6	全体共有	ファシリテーターからグループでの意見を参加者全体に共有	10分																																		
7	閉会 参加者自由交流	名刺交換など自由な交流時間	15分																																		
計			120分																																		

5 実施結果

参加者数：延べ81人

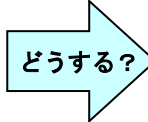
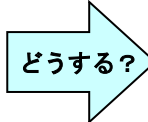


開催日順で掲載

実施日時・場所（開催順）		参加者数
①	竹の塚地域学習センター 令和6年10月5日（土曜）午前10時～正午	7人
②	栗島住区センター 令和6年10月16日（水曜）午後6時30分～8時30分	7人
③	舎人住区センター 令和6年10月30日（水曜）午後7時～9時	6人
④	西新井住区センター 令和6年10月31日（木曜）午後7時～9時	6人
⑤	東和住区センター 令和6年11月20日（水曜）午後7時～9時	11人
⑥	鹿浜地域学習センター 令和6年11月21日（木曜）午後7時～9時	11人
⑦	佐野地域学習センター 令和6年11月24日（日曜）午前10時～正午	6人
⑧	生涯学習センター 令和6年12月1日（日曜）午前10時～正午	14人
⑨	江北地域学習センター 令和6年12月7日（土曜）午前10時～正午	7人
⑩	花畑地域学習センター 令和6年12月11日（水曜）午後7時～9時	6人
計		81人

※ 参加人数に応じてグループ分けする際は、高齢者支援、NPO活動団体など属性・分野を超えて意見交換できるよう設定

6 意見交換内容（抜粋）

	意見交換	意見の概要
1	意見交換 1 日頃、活動するなかで受けた・聞いた困りごとや困難事例	① 本人は困っていない（認識していない）が、周囲や支援者は心配・困っているケース  どうする？ 多機関が同じ情報・状況を共有し、アウトリーチを繰り返しながら、様々な支援の選択肢を直に届け続けていくことが必要
2	意見交換 2 困りごと解決に向けて連携した人や機関、できなかった理由	① 制度・分野を超えて協力を依頼する困難さ  どうする？ 地域ごとに支援チームのようなものを形成することで、より柔軟に動いていけるのではないかな。
3	意見交換 3 潜在的な困りごとを早期発見・早期対応につなげる方法	① 少し心配な段階から相談できる地域づくり  どうする？ “少し心配” “何か変だ” に気付いていける地域づくりが必要 支援に携わる側の“大丈夫だと思っていた”の意識を無くすべき。
		② 効率的に困りごとをキャッチ  どうする？ 既存のサロンや子ども食堂など集いの場をつなぎ、活用することで、困りごとの把握と安否確認も一緒に出来るのではないかな。

7 今後の方針

- (1) 地域懇談会の結果詳細は、地域福祉に係る現場の貴重な声として、別途報告書として取りまとめたうえ、全庁的に共有していく。
- (2) 地域懇談会で出来た“顔が見えるつながり”を大切にしながら、重層的支援体制整備事業をより一層推進していく。

厚生委員会報告資料

令和7年 1月20日

件名	令和6年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」受託事業者評価委員会の評価結果について			
所管部課名	福祉部 親子支援課			
内 容	令和6年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」受託事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。			
	1 受託事業者及び評価結果			
	100点満点中60点(6割)以上のため、両事業者とも契約を更新する。			
	委託事業	事業者名	評価委員の平均点①	前回② ①-②
	サロン豆の木【企画型(※1)】	特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ	72.8	62.2 +10.6
	サロン豆の木【相談支援型(※2)】	特定非営利活動法人 子育てパレット	87.8	85.2 + 2.6
	※1 毎月土曜日や日曜日、学校の長期休業期間を中心に親子・ひとり親世帯同士で交流できる企画を実施			
	※2 毎月第三土曜日に開催し、参加者同士で悩みの共有・アドバイスをしあえるおしゃべりが中心のサロン			
	2 評価対象期間等			
	(1) 評価対象期間			
令和5年10月1日から令和6年9月30日まで				
(2) 契約期間（更新2回目）				
令和7年4月1日から令和8年3月31日				
※ 最長2回まで				
3 評価委員会の開催				
令和6年11月14日				
4 評価委員会委員の構成				
役 職	氏 名	所 属		
委 員 長	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長		
副 委 員 長	近 藤 博 昭	福祉部福祉管理課長		
委 員	半 貫 陽 子	高齢者施策推進室長		
委 員	後 藤 英 樹	福祉部親子支援課長		
オブザーバー(※)	山 田 修 嗣	学識経験者・文教大学国際学部教授 あだち子どもの未来応援基金審査会委員		
※ 立会人(学識経験者)として助言をいただいた。				

5 評価方法

(1) 書類審査

受託事業者から提出された令和5年10月から令和6年9月までの事業実績資料の審査

(2) 事業実績資料に基づく受託事業者によるプレゼンテーション

(3) 評価委員から受託事業者へのヒアリング

(4) 評価基準

ア 全ての評価項目の合計点を委員の数で除した点を評点とし評価

イ 6割以上か6割未満かにより委託継続の可否を判断

6 評価項目ごとの委員評価平均点

(1) サロン豆の木【企画型】

全ての評価項目において前回の点数を上回っており、総合点では10.6ポイントの増となった。

	評価項目 (評価基準)	評価の視点	配点	前年	今回
1	業務遂行力（全体）	技術力の保有、実施体制	10	6.6	7.5 ↗
		委託に即した実施内容	5	3.6	4.3 ↗
		ひとり親家庭等の参加を促す工夫	10	5.6	7.0 ↗
2	業務遂行力【企画型】	ひとり親家庭同士や親子の交流促進	15	8.4	10.5 ↗
3	業務の理解度	業務の理解度	15	10	11.2 ↗
4	個人情報保護	個人情報保護の体制	15	10	10.5 ↗
5	安全面の配慮	事故防止・感染症対策	10	6.2	7.3 ↗
6	取組姿勢【企画型】	行政、企業、NPO等関係機関につなぐ事業展開	10	5.6	7.0 ↗
7	次年度に向けた課題の分析	課題分析、改善策、コストパフォーマンスの妥当性	10	6.2	7.5 ↗
総合点			100	62.2	72.8 ↗

(2) サロン豆の木【相談支援型】

1つの評価項目(※)を除き、前回の点数を上回っており、総合点では2.6ポイントの増となった。

※ 「4 個人情報保護」については、相談者からのLINEでの報告等の情報がスタッフ個人の携帯端末に蓄積される可能性があることや、情報保護対策が暗証番号のみであること等から、前回の点数から0.8ポイントの減となった。

	評価項目 (評価基準)	評価の視点	配点	前年	今回
1	業務遂行力 (全体)	技術力の保有、実施体制	10	8.0	8.0 →
		委託に即した実施内容	5	4.4	4.8 ↗
		ひとり親家庭等の参加を促す工夫	10	7.8	8.3 ↗
2	業務遂行力 【相談支援型】	ひとり親家庭等の相談、孤立解消、支援へのつながり	15	13.2	13.5 ↗
3	業務の理解度	業務の理解度	15	14.2	14.5 ↗
4	個人情報保護(※)	個人情報保護の体制	15	12.8	12.0 ↘
5	安全面の配慮	事故防止・感染症対策	10	8.4	8.5 ↗
6	取組姿勢 【相談支援型】	相談支援実施体制、関係機関との連携	10	9.2	9.2 →
7	次年度に向けた課題の分析	課題分析、改善策、コストパフォーマンスの妥当性	10	7.2	9.0 ↗
総合点			100	85.2	87.8 ↗

7 評価委員からの主な意見

(1) サロン豆の木【企画型】

- ① 参加者の声を取り入れる姿勢が見られることと、それを踏まえた事業改善に取り組もうとしている姿勢は大変良い。
- ② どういう企画であれば市民団体（受託するNPO法人）にできて、それがひとり親家庭への支援につながるのか等、より明確にできれば、さらに良い展開が期待できる。

	③ イベント開催の曜日や場所については、今後も区と事業者が一緒に検討・調整して参加者増に努めてほしい。 (2) サロン豆の木【相談支援型】 ① 傾聴を中心とした、相談者に寄り添う取り組みが充実している。 ② 当事者の「語り」を土台に、人々の関係が作られており良い。 8 今後の方針 評価結果を事業者へ通知し、委員からの評価に基づき、今後の業務改善につなげていく。 今後も引き続き、「サロン豆の木」の運営を通じた相談・情報交換の場や親子で楽しめる体験機会等、ひとり親家庭を孤立から守り、生活や就労の支援につながる交流の機会を提供していく
--	---

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	新たな「あだち物価高騰支援臨時給付金」事業の実施について
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課
内 容	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という）の低所得世帯支援枠を活用し、「令和6年度住民税非課税世帯」を対象に給付金を支給する。 また、上記給付事業の対象とならない「令和6年度住民税均等割のみ課税世帯」も物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯と判断し、臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、区独自に給付金を支給する。 1 支給対象世帯（想定含む） （1）<u>令和6年度住民税非課税世帯【国給付】</u> 令和6年度住民税均等割が非課税となった世帯で、基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯 （2）<u>令和6年度住民税均等割のみ課税世帯【区独自給付】</u> 令和6年度世帯全員が住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税（定額減税前の税額による）となった世帯で、基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯 ※ 上記1（1）または（2）を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日から申請期限までに出生した児童含む）で、基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯。 上記1（1）へのこども加算は【国給付】、上記1（2）へのこども加算は【区独自給付】。 ※ 世帯全員が、住民税課税者から税法上扶養されている世帯等を除く 2 支給世帯数 107,000世帯想定 内訳 ① 令和6年度住民税非課税世帯 98,000世帯 （こども加算6,500世帯（11,000人）含む） ② 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 9,000世帯 （こども加算500世帯（1,000人）含む） 3 支給額 （1）上記1（1）及び（2） 1世帯あたり30,000円 （2）上記1（1）及び（2）のこども加算 児童一人あたり20,000円

4 スケジュール（予定含む）

通知の種類	通知発送	支給時期
振込事前案内(※1)【区へ返送不要】 直近の給付金を受給し、基準日(令和6年12月13日)までに世帯構成に変更がないなどの条件を満たす世帯(約85,200世帯(こども加算6,000世帯含む))	1月23日以降到着	① WEB申込 1月31日～2月5日 ② 上記以外 2月6日・7日
確認書(※2)【区へ返送必要】 上記「振込事前案内」以外の対象世帯(約21,800世帯(こども加算1,000世帯含む))	1月下旬以降順次到着	2月中旬以降順次

※1 振込事前案内…区へ返送不要で振込可能な世帯。

令和6年1月以降に国の住民税非課税世帯等への給付金を区において世帯主名義の口座で受給し、基準日までに世帯構成に変更がない等の世帯が対象。対象者が意図しない口座への振込等を防ぐため、口座変更等届出期間を一定期間設け、一斉振込。

振込事前案内対象世帯のうち、1月27日までにWEB専用サイトで申込みをした世帯は、一定期間を待たず順次振込。口座変更申込み世帯は、変更手続き完了後順次振込。

※2 確認書…支給要件や振込口座等確認のため区への書類返送が必要な世帯。

5 支給手続き

(1) 「振込事前案内」

- ア 区から対象世帯へ振込事前案内を発送
- イ WEB専用サイトで申込(届出)を受付
(案内に記載の二次元コードから世帯ごとに付番された番号で届出)
- ウ 上記5(1)イで受付後、順次支給を決定
- エ 上記5(1)イの申込のない世帯は、口座変更等届出期間経過後に支給を決定
- オ 口座へ入金後、順次振込通知書を送付

(2) 「確認書」

- ア 区から対象世帯へ確認書を発送
- イ 区へ確認書を返送もしくは、WEB専用サイトで申請
(確認書に記載の二次元コードから世帯ごとに付番された番号で申請)
- ウ 区は確認書の内容を確認の上、順次支給を決定
- エ 口座へ入金後、順次振込通知書を送付

6 受付期限（予定）

令和7年3月10日(月) (郵送は当日消印有効)

※ 国の動向等により、今後再検討の可能性あり。

7 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置（外部委託）

(1) 専用コールセンター

令和6年度新規住民税非課税世帯等への給付金コールセンターと同じ。

電話番号：0120-247-035（平日午前9時から午後8時まで）

(2) 申請相談支援窓口

本庁舎中央館1階アトリウム（平日午前9時から午後5時まで）

8 【参考】 23区スケジュール
(1月10日現在 各区ホームページ情報、見込み含む)

初回支給時期	自治体数	備考
令和6年 12月下旬	1区	住民登録等の対象判定に必要な基準日について、国が全国的に示す12月13日ではなく、12月2日とした。
令和7年 1月中旬から 下旬	5区	<u>足立区(1月31日初回支給予定)</u>
2月以降	6区	
情報なし	11区	

9 周知方法

対象世帯に対して、振込事前案内及び確認書を順次送付するとともに、あだち広報1月25日号及び区ホームページにて詳しく周知する。

10 今後の方針

給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	足立区介護保険事業者支援施設使用者選定等委員会の選定結果について																								
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																								
内 容	足立区介護保険事業者支援施設である以下の特別養護老人ホーム及び高齢者 在宅サービスセンターの使用承認期間が、令和7年3月31日までで終了する ため、令和7年4月1日以降の使用について使用者選定等委員会を開催し、以 下の通り使用者を選定した。 1 委員会名 足立区介護保険事業者支援施設使用者選定等委員会 2 選定目的 現在施設を運営している審査対象法人の業務を適切に検証し評価するこ とにより、選定した法人が引き続き円滑な施設運営を遂行し利用者サービス を向上させることを目的とする。 3 対象施設及び選定法人 <table> <tr> <th>No.</th><th>名称・所在地</th><th>選定法人 (現使用者)</th><th>代表者</th></tr> <tr> <td>1</td><td>特別養護老人ホームさの 高齢者在宅サービスセンターさの (足立区佐野2-30-12)</td><td rowspan="3">社会福祉法人 東京蒼生会</td><td rowspan="3">理事長 齊藤 修</td></tr> <tr> <td>2</td><td>高齢者在宅サービスセンター日の出 (足立区日ノ出町27-3-101)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>高齢者在宅サービスセンター谷中 (足立区谷中3-14-1)</td></tr> <tr> <td>4</td><td>特別養護老人ホーム扇 高齢者在宅サービスセンター扇 (足立区扇1-52-23)</td><td rowspan="2">社会福祉法人 聖風会</td><td rowspan="2">理事長 近藤 常博</td></tr> <tr> <td>5</td><td>特別養護老人ホーム六月 高齢者在宅サービスセンター六月 (足立区六月1-6-1)</td></tr> <tr> <td>6</td><td>高齢者在宅サービスセンター西綾瀬 (足立区西綾瀬3-2-1)</td><td>社会福祉法人 愛寿会</td><td>理事長 朝比奈 照雄</td></tr> </table>			No.	名称・所在地	選定法人 (現使用者)	代表者	1	特別養護老人ホームさの 高齢者在宅サービスセンターさの (足立区佐野2-30-12)	社会福祉法人 東京蒼生会	理事長 齊藤 修	2	高齢者在宅サービスセンター日の出 (足立区日ノ出町27-3-101)	3	高齢者在宅サービスセンター谷中 (足立区谷中3-14-1)	4	特別養護老人ホーム扇 高齢者在宅サービスセンター扇 (足立区扇1-52-23)	社会福祉法人 聖風会	理事長 近藤 常博	5	特別養護老人ホーム六月 高齢者在宅サービスセンター六月 (足立区六月1-6-1)	6	高齢者在宅サービスセンター西綾瀬 (足立区西綾瀬3-2-1)	社会福祉法人 愛寿会	理事長 朝比奈 照雄
No.	名称・所在地	選定法人 (現使用者)	代表者																						
1	特別養護老人ホームさの 高齢者在宅サービスセンターさの (足立区佐野2-30-12)	社会福祉法人 東京蒼生会	理事長 齊藤 修																						
2	高齢者在宅サービスセンター日の出 (足立区日ノ出町27-3-101)																								
3	高齢者在宅サービスセンター谷中 (足立区谷中3-14-1)																								
4	特別養護老人ホーム扇 高齢者在宅サービスセンター扇 (足立区扇1-52-23)	社会福祉法人 聖風会	理事長 近藤 常博																						
5	特別養護老人ホーム六月 高齢者在宅サービスセンター六月 (足立区六月1-6-1)																								
6	高齢者在宅サービスセンター西綾瀬 (足立区西綾瀬3-2-1)	社会福祉法人 愛寿会	理事長 朝比奈 照雄																						

4 使用承認対象期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 使用者選定等委員会開催日

令和6年12月17日（火）13時30分から16時まで

6 選定評価内容

（1）委員構成（計6名）

種別	氏名	推薦団体等
学識経験者	酒井 雅男【会長】	弁護士
	山中 崇	東京大学大学院医学系研究科 在宅医療学講座特任教授
	畑井 舞	社会保険労務士
区民関係団体	中川 美知子	人権擁護委員
区職員	千ヶ崎 嘉彦【副会長】	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長

（2）評価方法

事前に財務評価を行い、選定等委員会では「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に準じて作成した選定シートにて評価を実施した。区の評価点及び委員6名による各合計点の平均を選定等委員会の評価点とした。

（3）選定基準及び審査項目

選定シートは100点満点（1項目5点、全20項目）で、「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」の選考基準に準じて、選定委員会の評価点が6割を超えていれば選定とした。

【審査項目】（100点満点/全20項目・各項目5点満点）

No.	審査項目	No.	審査項目
1	組織マネジメント	11	サービス向上
2	財務状況	12	利用者調査
3	経営理念	13	利用者ニーズ把握
4	運営状況	14	事業計画の内容
5	事業の企画内容	15	健康支援
6	職員研修・教育	16	その他の支援
7	衛生管理	17	トラブル・苦情対応
8	事故対応	18	職員の健康管理
9	危機管理・防災	19	地域との連携
10	個人情報保護	20	指導検査

7 選定結果

No.	法人名	施設名称	評価点	評価結果
1	社会福祉法人 東京蒼生会	特別養護老人ホームさの	87.1	選定
		高齢者在宅サービスセンターさの		
		高齢者在宅サービスセンター日の出		
	社会福祉法人 聖風会	高齢者在宅サービスセンター谷中	86.0	選定
		特別養護老人ホーム扇		
		高齢者在宅サービスセンター扇		
2	社会福祉法人 聖風会	特別養護老人ホーム六月	83.7	選定
		高齢者在宅サービスセンター六月		
		高齢者在宅サービスセンター西綾瀬		
3	社会福祉法人 愛寿会	高齢者在宅サービスセンター西綾瀬	83.7	選定
		高齢者在宅サービスセンター西綾瀬		
		高齢者在宅サービスセンター西綾瀬		

8 事前財務診断評価結果

評価を税理士に依頼し、財務的安定性及び収益力を基礎に3段階（最
適合・適合・不適合）で評価を行った。

No.	法人名	総合評価	
1	社会福祉法人 東京蒼生会	適合	経営・財務的安定性を示す自己資本比率や固定比率は標準的な経営・財務状況であると判断でき、適合と評価する。
2	社会福祉法人 聖風会	適合	売上総利益が回復傾向にあり、自己資本比率や固定比率は標準的な経営・財務状況であると判断でき、適合と評価する。
3	社会福祉法人 愛寿会	最適合	いずれの数値や指標も優良であるが、特に自己資本比率が80%あり、安定性が高く最良と判断する。

9 委員会での主な質問と法人回答

No.	法人	委員からの主な意見	法人回答
1	社会福祉法人 東京蒼生会	事故・ヒヤリハットの件数について、どのように職員間で共有してヒヤリハット等の減少につなげていく体制なのか。	事業所内で事故防止委員会を月1回開催し、時間帯や状況について数値化を行い、分析している。 また、職員同士でのグループワーク形式で検証を行い、結果を各委員会の中で周知している。
2	社会福祉法人 聖風会	どこでも慢性的な人材不足だが、その中で職員のワークライフバランスについてはどのように考えているか。	変則勤務や、家庭の事情で勤務時間と勤務シフトが変更できる4種類の勤務形態を採用しており、各職員がワークライフバランスを実現できるようになっている。
3	社会福祉法人 愛寿会	虐待防止に力を入れていることは何か。それによって成果は出ているか。	地域包括支援センター西綾瀬の社会福祉士が講師を務め、虐待防止をテーマに研修を実施し、指針を設定した。法人の強みは、地域包括支援センターが併設されていることであるため、介護職員がわずかな異変、表情に気付き、通報相談できる仕組みが研修を通じて確立されていると感じている。

10 公表

厚生委員会終了後、区ホームページで公表する。

11 今後の方針

法人が長期に安定的に運営できるような環境を整え、引き続き利用者の利便性や満足度の向上を図っていく。

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	「地域包括支援センター千住本町」の賃借料等補助及び移転について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内 容	地域包括支援センター千住本町について、以下のとおり、賃借料等補助及び事務所の移転について報告する。 1 経緯 (1) 令和6年4月9日 医療法人社団 寿英会（従前の受託事業者）から、法人の内田病院の閉院、法人の解散及び地域包括支援センター千住本町の受託契約解除の申し出があった。 (2) 令和6年4月1日～令和6年7月31日 寿英会（従前の受託事業者）が、法人の解散まで運営 (3) 令和6年8月1日～令和8年3月31日 社会福祉法人 東京蒼生会（現在の受託事業者）が、運営を引継ぐ (4) 令和7年3月17日 生涯学習センター（学びピア21）7階で運営開始予定 2 賃借料の補助 (1) 地域包括支援センターの設置場所は、足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書に基づき、受託事業者が任意に設置できる。 (2) 区から受託事業者への賃借料の補助額は、足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書に基づき、上限月20万円と規定している。 (3) 地域包括支援センター千住本町の場合は、千住地域での家賃高騰や適した事務所スペース確保の困難性から、新しい物件が見つからず、サービスが出来なくなるなど区民サービスの低下を避けるため、区が従前と同じ場所を指定して設置した。 以上のことから、緊急度と重要度が高い案件として、足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書の双方協議条項に基づき、上限額を超えた分も区が負担することとしたい（令和6年8月～令和7年3月）。 3 移転費の補助 区の意向（区有施設の有効活用）により、令和7年3月17日に現在の賃貸物件から区が指定した生涯学習センター（学びピア21）7階に移転するため、足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書の双方協議条項に基づき、区が負担することとしたい。

4 合意書（賃借料の補助・移転費）の締結

上限月20万円を超えた分の賃借料及び移転費の区の負担については、足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書に基づき、区と東京蒼生会（現在の受託事業者）との合意書の締結に向けて協議を進める。

5 現住所

足立区千住三丁目7番地 平松ビル101

6 移転先

足立区千住五丁目13番5号

生涯学習センター（学びピア21）7階

7 移転後の運営開始日

令和7年3月17日（月）

8 周知方法

- （1）区ホームページに掲載
- （2）あだち広報（2月10日号）に掲載
- （3）地域包括支援センター等で案内チラシを配布
- （4）担当地域の町会・自治会に説明のうえ回覧板を回し、掲示板に貼付

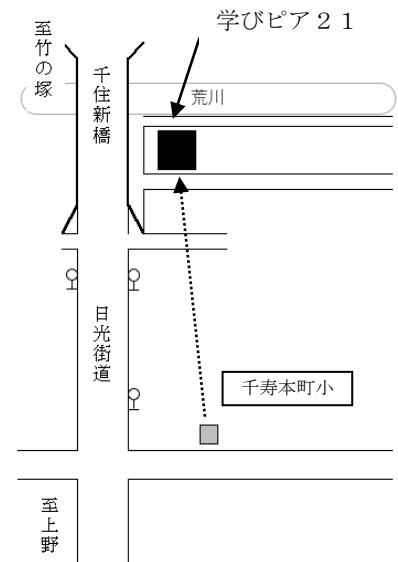
9 担当地域

千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町

10 電話番号・FAX番号（変更なし）

電 話 3888-1510

FAX 5813-8336



厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	高齢者あんしん生活支援事業の変更について													
所管部課名	足立区社会福祉協議会 福祉部 福祉管理課													
内 容	身寄りのない単身高齢者の入院・入所時の保証機能、死後事務等を支援する高齢者あんしん生活支援事業について、年会費、利用料、預託金、利用要件を以下のとおり変更する。													
	1 目的													
	(1) 利用対象者を増やすために利用要件を緩和する。													
	(2) 入院費、火葬費等の必要経費が高騰（下表参照）したため、これに対応し、保証機能を維持するために預託金を増額する。													
	＜参考・預託金算出根拠比較表＞													
	<table><tr><td></td><td>平成 17 年創設当時</td><td>現 在</td></tr><tr><td>火葬費</td><td>1 9 0 , 0 0 0 円</td><td>2 9 5 , 5 0 0 円</td></tr><tr><td>入院費※（3 か月分）</td><td>3 3 0 , 3 0 0 円</td><td>4 4 7 , 6 6 0 円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5 2 0 , 3 0 0 円</td><td>7 4 3 , 1 6 0 円</td></tr></table>			平成 17 年創設当時	現 在	火葬費	1 9 0 , 0 0 0 円	2 9 5 , 5 0 0 円	入院費※（3 か月分）	3 3 0 , 3 0 0 円	4 4 7 , 6 6 0 円	合 計	5 2 0 , 3 0 0 円	7 4 3 , 1 6 0 円
		平成 17 年創設当時	現 在											
	火葬費	1 9 0 , 0 0 0 円	2 9 5 , 5 0 0 円											
	入院費※（3 か月分）	3 3 0 , 3 0 0 円	4 4 7 , 6 6 0 円											
	合 計	5 2 0 , 3 0 0 円	7 4 3 , 1 6 0 円											
※ タオル・衣類等のリース代、おむつ代などの諸費用を含む														
2 概要														
(1) 支援内容（変更なし）														
<table><tr><td>基本サービス</td><td>① 月 1 回の電話、半年に 1 回の訪問</td></tr><tr><td>あんしんサービス</td><td>① 入院時、入所時の保証人 ② 入院セットのお届け、入院費用の支払い ③ 入院、医療説明時の同席 ④ 入院時電気、ガス、水道等の休止手続き</td></tr><tr><td>生活支援サービス</td><td>① 預貯金の払戻し ② 郵便物の確認、区役所への手続き代行 ③ 弁護士、司法書士等専門家への仲介 ④ 入院時の電気、ガス、水道等の休止手続き</td></tr><tr><td>書類預かりサービス</td><td>① 通帳、権利証、年金証書等重要書類の預かり</td></tr></table>		基本サービス	① 月 1 回の電話、半年に 1 回の訪問	あんしんサービス	① 入院時、入所時の保証人 ② 入院セットのお届け、入院費用の支払い ③ 入院、医療説明時の同席 ④ 入院時電気、ガス、水道等の休止手続き	生活支援サービス	① 預貯金の払戻し ② 郵便物の確認、区役所への手続き代行 ③ 弁護士、司法書士等専門家への仲介 ④ 入院時の電気、ガス、水道等の休止手続き	書類預かりサービス	① 通帳、権利証、年金証書等重要書類の預かり					
基本サービス	① 月 1 回の電話、半年に 1 回の訪問													
あんしんサービス	① 入院時、入所時の保証人 ② 入院セットのお届け、入院費用の支払い ③ 入院、医療説明時の同席 ④ 入院時電気、ガス、水道等の休止手続き													
生活支援サービス	① 預貯金の払戻し ② 郵便物の確認、区役所への手続き代行 ③ 弁護士、司法書士等専門家への仲介 ④ 入院時の電気、ガス、水道等の休止手続き													
書類預かりサービス	① 通帳、権利証、年金証書等重要書類の預かり													

(2) 変更内容

	現状	変更後
利 用 要 件	① 足立区在住の方 ② 契約内容をしっかりと理解できる方 ③ 65歳以上のひとり暮らしの方 ④ 支援可能な親族がいない方 ⑤ <u>資産が 3,000 万円以下の方</u> ⑥ <u>住民税が非課税、もしくは課税総所得が 160 万円以下の方</u> ⑦ 不動産収入がない方 ⑧ 負債がない方	① 足立区在住の方 ② 契約内容をしっかりと理解できる方 ③ 65歳以上のひとり暮らしの方 ④ 支援可能な親族がいない方 ⑤ <u>(資産要件削除)</u> ⑥ <u>住民税が非課税、もしくは介護保険料が第 7 段階(本人が住民税課税者で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満) 以下の方</u> ⑦ 不動産収入がない方 ⑧ 負債がない方
利 用 料 等	① 年会費 2,400 円 ② あんしんサービス 1 回 1,000 円 ③ 生活支援サービス 1 時間 1,000 円 ④ 書類預かりサービス 1 か月 1,000 円 ⑤ 預託金 52 万円 (直葬、入院費 3 か月分) (火葬代 19 万円、入院費 33 万円)	① 年会費 <u>12,000 円</u> ② あんしんサービス <u>1 時間 2,000 円</u> ③ 生活支援サービス <u>1 時間 2,000 円</u> ④ 書類預かりサービス 1 か月 1,000 円 ⑤ <u>預託金 75 万円</u> (直葬、入院費 3 か月分) (火葬代 <u>30 万円</u> 、入院費 <u>45 万円</u>)

※ 利用要件⑥の合計所得金額は、介護保険料の所得段階に連動して今後も変更していく。

3 変更時期

令和 7 年 4 月

4 利用者への対応

- (1) 現契約者に対しては個別説明を開始している。預託金の増額について了承が得られない場合は解約とせず、現行の預託金額内の保証を行う。
- (2) 預託金の支払いが困難な方が生じた場合には、預託金不要で月額利用料のみで契約可能な「死後事務支援事業 (仮称)」を新設し、複数の選択肢を案内する。

5 周知方法

今後、事業に関する相談が多い地域包括支援センターを中心に、関係機関への周知やチラシの設置を依頼するほか、出前講座やホームページによる周知を行っていく。

6 今後の方針

既存の契約者には定期的なモニタリングの機会を通して、変更内容についての個別説明を実施していく。

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	死後事務支援事業（仮称）の開始について
所管部課名	足立区社会福祉協議会 福祉部 福祉管理課
内 容	身寄りのない単身高齢者の死後事務を支援するため、民間保険会社の少額短期保険を活用した事業を新たに開始する。 1 目的 既存の高齢者あんしん生活支援事業を利用したいが、預託金を預けるのは不安がある、契約準備期間が長い、死後事務だけをお願いしたいといった要望に応えるため。 2 概要 (1) 対象者 40歳以上90歳未満（90歳以降更新可能）の支援可能な親族がいない方。 ※ 同居者が高齢者・障がい者など、支援が困難な場合には対象とする予定。 (2) 利用料 月額3,000円～7,500円（上限） ※ 対象者、利用料は保険会社の条件（介護度、病歴、精神疾患等）あり。 (3) 支援内容 ア 電話による状況確認（月1回） イ 死後事務（葬儀、納骨、家財処分、財産の遺贈等） 【事業の流れ】 契約・公正証書遺言作成 ➡ 利用料支払い ➡ 毎月の電話連絡 ➡ 本人死亡後死後事務開始 死後事務内容 遺言執行者と連携して以下の手続きを実施 ① 死亡手続き、届出 ② 未払い租税公課・家賃・医療費等の精算 ③ 葬儀、納骨 ④ 家財処分 ⑤ 財産遺贈

<参考・高齢者あんしん生活支援事業との比較>

		高齢者あんしん生活支援事業	死後事務支援事業（仮称）
対象者		65歳以上	40歳以上90歳未満（90歳以降更新可能）の支援可能な親族がいない方。 ※ 同居者が高齢者・障がい者など、支援が困難な場合には対象とする予定。
預託金		75万円 （令和7年度変更後）	×（不要）
利用料		月額1,000円 （令和7年度変更後）	月額3,000円～7,500円
主な支援内容	見守り	月1回の電話連絡、 半年に1回の訪問	月1回の電話連絡
	死後事務支援	○	○
	入院・入所時の保証人	○	×
	各種手続き支援	○ 1時間2,000円～	×
	書類等の預かり	○ 1か月1,000円～	×

3 開始時期

令和7年4月

4 今後の方針

- （1）関係機関（地域包括支援センター、住区センター）へチラシの設置を依頼し、周知する。
- （2）地域住民等への出前講座を活用するほか、足立区社会福祉協議会のホームページによる周知を行う。